

令和5年9月27日

潟上市長 鈴木雄大様

潟上市上下水道事業経営審議会
会長 臼木智昭

令和5年3月17日付け潟上下発第367号で諮問のあった下記の事項について、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

記

諮問事項

「適切な上下水道料金及び料金体系並びに料金改定時期について」



答申書

令和5年9月

潟上市上下水道事業経営審議会

1. はじめに

潟上市の水道事業及び下水道事業は、近年の少子高齢化による人口減少、節水器具の普及や水需要の減少などにより料金収入が減少傾向にある。

水道事業は、昭和40年代以降に整備した施設が大量に更新時期を迎えているほか、耐震化を備えた整備更新が必要となっている状況である。このため新水道ビジョンでは令和5年度からの施設整備計画を策定しているが、料金改定を行わない場合の財政シミュレーションでは令和8年度以降の損益がマイナスとなり、事業経営が悪化していく見込みである。独立採算制を原則とする水道事業を将来にわたり持続させていくためには、水道料金の見直しが必要である。

また、下水道事業は施設の更新時期が到来していないため、更新計画は定めていない。経営は水道事業と同様に独立採算制を原則としているが、施設整備に係る収支の不足分が留保資金を上回ることにより資金不足が生じている。この資金不足は、一般会計からの繰り入れにより補てんされている状況である。一般会計からの繰入金は、下水道使用者以外の方も運営費を負担することになることから、過度な繰り入れを避けるためにも下水道使用料の見直しが必要である。

以上を踏まえ、適切な上下水道料金及び料金体系並びに料金改定時期について慎重に審議した結果、次の結論を得た。

2. 水道料金について

(1) 水道料金の改定について

水道料金の算定にあたり、算定期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とした。料金算定の基礎となる費用のうち、施設の更新については主要な施設や管路のみを対象とした。更新費用を算定したときの平均年間費用はおおよそ5億円となり、令和4年度決算の水道料金をベースに23%程度を増収とする改定が必要であることを認める。

(2) 料金体系について

①用途別料金から口径別料金への転換について

現行の料金体系は、使用者の用途に応じ基本料金や従量料金を設定する用途別料金だが、昨今は使用形態が多様化し、客観的な用途区分の判断が困難となっている。このため、水道使用者間の公平を図るため、水道メーターの口径の大きさによる料金体系が望ましい。

②基本水量について

基本水量は、現行は用途により異なる基本水量を設定しているが、使用量に応じた請求となるように基本水量を1 m^3 にすることが望ましい。

③基本料金について

口径別料金の基本料金は、水道メーターの大きさに応じ算定するべきであるが、今回の改定では、料金体系の変更による影響が大きいため、これを緩和するために基本料金を調整することが望ましい。

また、現行の家庭用使用者は主に口径が13mmと20mmの水道メーターを使用しているため、料金設定の際には13mmと20mmの基本料金の差額について配慮することが望ましい。

④従量料金について

口径別料金への変更および基本水量、基本料金の変動により、少量使用者や口径が30mm以上の一部の使用者などには、改定による増減率や影響額が大きくなると試算された。

このため、口径と使用水量によっては従量料金を調整する必要がある。従来用途別区分に配慮して口径別区分を2段階程度に設定し、さらに水量に応じたいくつかの単価を設定するなどして、使用者間の増減率の差を抑えるよう努められたい。

3. 下水道使用料について

(1) 下水道使用料の改定について

下水道使用料の算定にあたり、算定期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とした。資金不足額の平均年額は約3,885万円となり、一般会計からの過度な繰り入れを避けるためには、令和4年度決算の下水道使用料をベースに8.4%程度を増収する改定が必要であることを認める。しかし、令和14年度には資金不足が解消される見込みであることや昨今の物価上昇、水道料金の値上げの優先性等を考慮すると、下水道使用料を増収する改定は市民生活や企業経営に大きな影響を与えることが想定される。

さらに下水道事業は更新計画を定めていないこともあり、本審議会においては、今回の改定は見送ることもやむを得ないと判断する。増収する改定の時期は、今後の社会情勢を見ながら慎重に対応されたい。

(2) 使用料体系について

①基本水量について

現行の下水道使用料は、基本水量を10^m³としているが、使用量に応じた請求となるように基本水量を1^m³にすることが望ましい。

②水道と地下水を併用する場合の下水道使用水量の認定方法について

現行の水道と地下水を併用する場合の下水道使用水量の認定方法では、

水道、地下水それぞれの使用状況によっては、認定水量に大きく差が生じる場合がある。水道、地下水のいずれか一方を使用する場合の認定水量と比較するとバランスが取れておらず、公平性が図られていない状況である。

よって認定水量を、「水道メーターの水量に使用人数1人当たり1 m³を足した水量と使用人数1人当たり6 m³を比較し、いずれか水量が大きい方」とすることは妥当である。ただし、これにより下水道使用料が減収となるため、減収分を使用料体系の改定により調整する必要があると判断した。

4. 改定時期について

水道施設を更新していく財政シミュレーションでは、令和6年度からの料金改定を見込んでいる。計画的な施設更新を実施するために、水道料金はできるだけ早期に改定されたい。下水道使用料の改定も同時期が妥当である。なお、大幅な料金体系の変更となることから、使用者への周知期間は4か月程度を確保されたい。

5. 附帯意見

- (1) 今回の水道料金の改定では料金体系そのものが変わるため、影響を大きく受ける使用者への配慮を求めるが、一方でこの緩和措置により料金表が複雑になる。将来的に料金改定は、すべての使用者が公平となるように従量料金の単価を統一する方向で改正していくことが望ましい。
- (2) 改定後の料金や体系が複雑なものであるため、料金改定については各戸配布などの方法で、丁寧に周知していただきたい。
- (3) 水道事業は災害に強く良質で安全な水を安定して供給すること、下水道事業は引き続き水質保全や生活環境の改善を図っていくことが大切である。両事業の重要性について、市民へPRされたい。
- (4) 以降の上下水道料金の改定については、必要となる施設等の更新費用や社会情勢を考慮したうえで定期的にシミュレーションを行い、5年ごとに見直しを行うことが望ましい。ただし想定を大きく上回るような費用の発生が見込まれる場合は、5年を待たずに改正することも必要である。

潟上市上下水道事業経営審議会委員

(敬称略)

No.	氏 名	選出区分	備考
1	白木 智昭	識見を有する者	会長
2	畠山 伸郎		
3	佐藤 政紀		
4	西村 健也	水道又は下水道の利用者	
5	畠山 時夫		副会長
6	菅生 清子		
7	山口 哲彦		
8	近藤 誠		
9	菊地 ユキ	公募による者	
10	川上 昌子		

審議経過

区 分	日時・場所	事 項
第 1 回	令和 5 年 4 月 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から 潟上市役所 3 階 第 1・2 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問「適切な上下水道料金及び料金体系並びに料金改定時期について」 ・ 内容と審議会について説明 ・ 水道、下水道事業の概要説明
第 2 回	令和 5 年 5 月 1 7 日 (水) 午前 1 0 時から 潟上市役所 3 階 第 1・2 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事業の経営を取り巻く状況 ・ 水道料金について
第 3 回	令和 5 年 6 月 2 6 日 (月) 午前 1 0 時から 潟上市役所 2 階 第 1・2 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料及び使用料体系について
第 4 回	令和 5 年 7 月 1 9 日 (水) 午前 1 0 時から 潟上市役所 2 階 第 1・2 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金の改定率について ・ 水道料金の体系案について
第 5 回	令和 5 年 8 月 3 0 日 (水) 午前 1 0 時から 潟上市役所 2 階 第 1・2 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金の体系案について ・ 料金改定の時期について ・ 答申書について